

岩手県盛岡市

令和5(2023)年度
もりおか女性センター業務概要

はじめに

平成 18 年度から NPO 法人が指定管理者として、もりおか女性センターの管理運営を行ってまいりましたが、この間、NPO としての専門性と機動力を生かして、NPO のミッションに基づき、盛岡市の男女共同参画推進の拠点施設として活動を続けてまいりました。

令和 5 年度は、指定管理第 4 期最終年として、これまで積み上げてきた実績の集大成となるように取り組んだ一年でした。

同年 5 月、新型コロナウイルス感染症の第 5 類移行に伴い、対面形式での実施がしやすくなり、利用者の笑顔が戻ってきました。対面形式での実施が増えましたが、ハイブリッド（対面とオンライン併用）形式も取り入れて開講いたしました。女性の政治参画を推進する趣旨の男女共同参画週間もりおか展や、ひとり親支援講座など、参加者を肌感覚で感じながら開催することが可能となり、エンパワーメントされた成果が得られました。

また、コロナ禍の 3 年間は休止していたユースリーダー養成講座を再開したこと、防災連続講座は受講者参加率が好調で、これまでの本講座の集大成としての成果物を創り上げることができましたことも、対面での開講の成果でした。

起業応援ルームについては、より利用しやすいように DIY でリフォームを施し、コワーキングスペースの活用や出店体験の促進にも尽力しました。

ニュースレターの定期的発行、ホームページ、X、Instagram といった SNS を活用した情報発信により、事業の周知や情報発信をさらに進めた結果、若い世代の反響がうかがえ事業への参加が促進されました。

相談事業では、相談件数がコロナ禍前の数値を推移するようになり、相談者のエンパワーメントが図られるような支援を継続しました。一方、LGBT 相談や男性相談については利用が少なかったため、必要な対象に届くよう新たな周知にも努めました。

同年 5 月盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ条例が施行され、さらなる多様性を尊重する社会の推進がされています。事業としても、民間団体と連携して主催した「IWATE RAINBOW MARCH 2023」を多くの市民とともに繰り広げました。

情報リテラシーを学ぶ、さらに、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの知見を深めるなど職員研修も充実させています。

上記のとおり令和 5 年度事業を特筆してみました。今後、指定管理第 5 期目の先を見据えて、女性センターを多くの市民に活用していただくために、また、より実質的な男女共同参画の推進のために、創意工夫をし課題解決のための事業展開と市民のための運営を行っていきたいと考えます。

もりおか女性センター長 高橋和佳子

INDEX

- 概要 ▶ PP. 1 ~ 7
- 事業実績 ▶ PP. 8 ~ 37
- 資料 ▶ PP. 38 ~ 51

概要

- 1 目的と機能
- 2 歩み
- 3 組織と運営
- 4 施設の概要
 - (1) 貸出施設
 - (2) 相談
 - (3) 起業応援ルーム 芽でるネット

- 1 講座等事業実績
 - (1) 講座等事業実績一覧
 - (2) 全体事業・連携事業・市民団体支援事業
 - (3) 主催講座事業
- 2 情報事業
 - (1) 図書
 - (2) ニュースレター
 - (3) ホームページ
 - (4) 報道履歴
- 3 相談事業
 - (1) 相談件数推移
 - (2) 相談内訳
- 4 管理事業
 - (1) 施設利用状況
 - (2) 視察・講師・インターンシップ受入等

事業実績

資料

- 1 盛岡市男女共同参画推進条例
- 2 盛岡市女性センター条例
- 3 盛岡市女性センター条例施行規則
- 4 もりおか女性センター運営委員会
 - (1) もりおか女性センター運営委員会設置要綱
 - (2) 令和5年度もりおか女性センター運営委員名簿
- 5 もりおか女性センター別館（働く婦人の家）の歩み

概要

1 目的と機能

女性の自立と社会参画を支援するとともに、男女共同参画を推進する拠点、それが「もりおか女性センター」です。男女共同参画社会の実現のために、各種事業の展開、情報・市民活動の場の提供、相談事業などを行っています。

<もりおか女性センターの5つの機能>

学ぶ

学習・研修の機会の場

男女共同参画をテーマとした各種講座などを実施するとともに、市民の自主的な学習活動を支援します。

出会う・力をつける

活動促進・交流の場

知識や技能の習得、日常生活に役立つ各種講座を実施し、女性センターで発足した自主活動グループなどに活動の場を提供します。

悩み・考える

相談

性別に起因する生きづらさや悩みに寄り添い、解決方法をともに考えサポートする相談事業を行っています。

考え究める

調査・研究事業

男女共同参画に関わる調査・研究を行っています。

知る

情報提供・収集の場

女性問題や男女共同参画社会実現に資する図書・資料を収集、整理し、提供します。

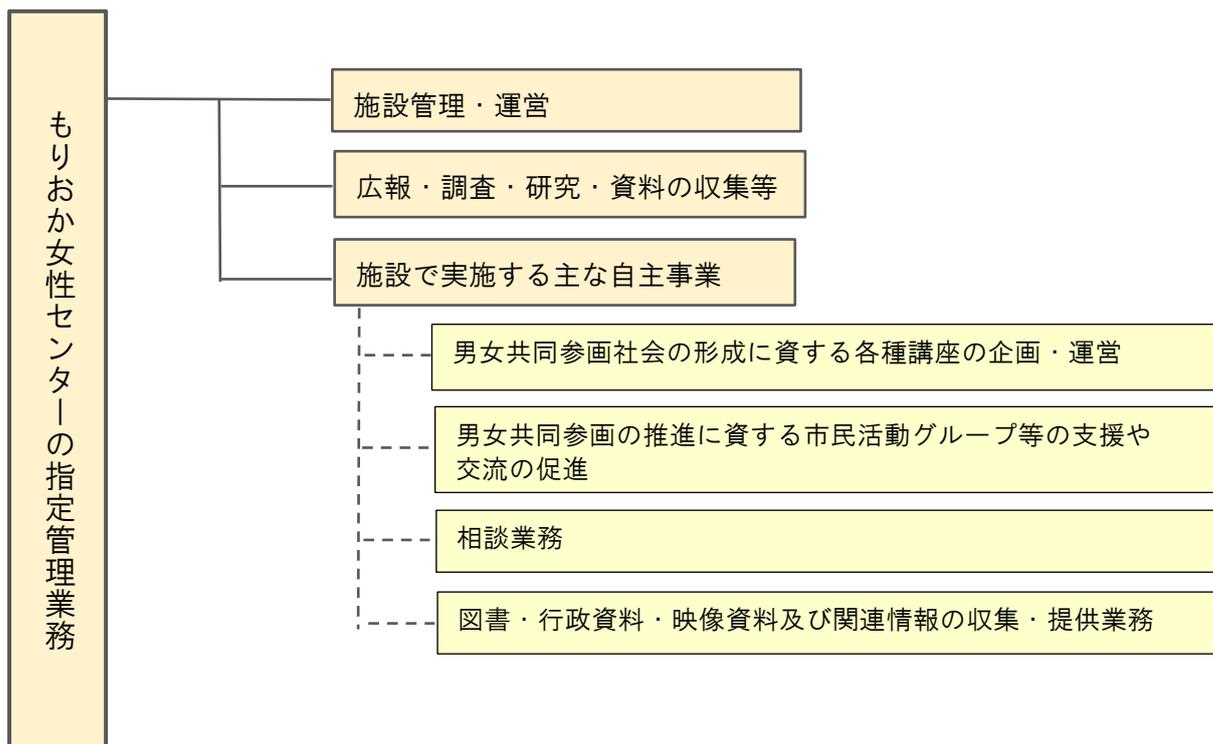
2 歩み

年月日	記事
平成 12・6	盛岡市の中心部に位置する複合施設プラザおでって 5 階に「もりおか女性センター」開設。
17・ 4・ 1	平成 16 年度盛岡市行財政構造改革に基づき両館統合が示され、プラザおでっての 5 階部分をもりおか女性センター本館、旧盛岡市働く婦人の家をもりおか女性センター別館と名称を改めた
18・ 4・ 1	指定管理者制度を導入 指定管理者:特定非営利活動法人 参画プランニング・いわて 指定期間:平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日
18・ 6	ニュースレターNO.1 号発行
18・ 7	ホームページ開設
19・ 4	全国女性会館協議会(マイクロソフト株式会社「女性のための UP プログラム全国版」)より事業を受託し、シングルマザーの就労支援事業を実施(平成 20 年度まで)
19・ 5	ホームページで施設空室公開サービス開始
19・10	財団法人主婦会館(ジョンソン・エンド・ジョンソン社会貢献委員会)より事業を受託し、ドメスティックバイオレンス啓発事業を実施
20・ 4	全国女性会館協議会(マイクロソフト株式会社「女性のための UP プログラム全国版」)より事業を受託し、女性の起業支援事業を実施
21・ 4・ 1	第 2 期指定管理期間スタート 指定管理者:特定非営利活動法人 参画プランニング・いわて 指定期間:平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
21・ 4	ふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、配偶者暴力防止事業を実施(平成 23 年度まで)
21・ 4	全国女性会館協議会(マイクロソフト株式会社「女性のための UP プログラム全国版」)より事業を受託し、ITを活用した女性農業者のための起業支援事業を実施(平成 23 年度まで)
21・ 6・22	市町村として東北初の配偶者暴力相談支援センターに指定
22・ 1	ふるさと雇用再生特別基金を活用し、女性のための経済的自立支援事業を実施(平成 23 年度まで)
22・ 5・12	もりおか女性センター別館内に女性の起業や就業支援のための「起業応援ルーム 芽でるネット」を開設
22・11	ホームページ上で「ラジオ mjc」を開設(令和 5 年 3 月 31 日終了)
24・ 3	住民生活に光をそそぐ交付金を活用し、相談室を増設
24・ 4	国際協力 NGO オックスファム・ジャパンより事業を受託し、女性の起業や就業支援のための事業を実施(平成 26 年度まで)
25・ 4	緊急雇用創出事業を活用し、DV未然防止及び被害者支援事業を実施
26・ 4・ 1	第 3 期指定管理期間スタート 指定管理者:特定非営利活動法人 参画プランニング・いわて 指定期間:平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
26・ 4	配偶者等暴力防止事業を実施
26・11	全国女性会館協議会主催第 8 回事業企画大賞受賞
27・ 3・ 1	もりおか女性センター別館休館
27・ 4・ 6	「起業応援ルーム 芽でるネット」をプラザおでっての 1 階に移転
27・12・24	もりおか女性センター別館の廃止
31・ 4・ 1	第 4 期指定管理期間スタート 指定管理者:特定非営利活動法人 参画プランニング・いわて 指定期間:平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
31・ 4	配偶者等暴力防止事業を実施(継続中)
令和 3・4～6 3・ 7～4・ 3 4・ 4～5・ 3	コロナ禍における女性支援事業を受託し、新型コロナウイルスの感染拡大による様々な要因で不安を抱える女性に対する支援事業を実施

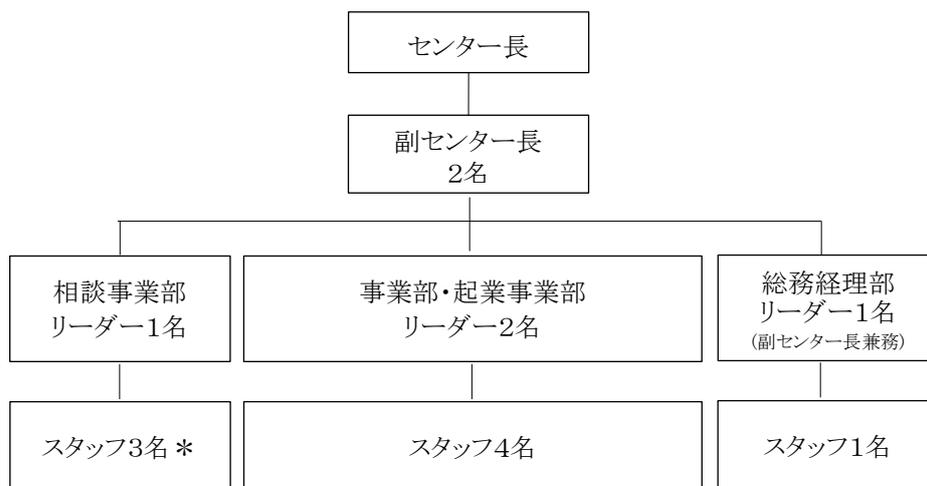
※もりおか女性センター別館(働く婦人の家)の歩みは、P51 参照

3 組織と運営

施設名 : もりおか女性センター
 施設の設置者及び所管 : 盛岡市(市民部市民協働推進課男女共同参画推進室)
 施設管理運営団体及び代表者名 : (指定管理者)特定非営利活動法人 参画プランニング・いわて 理事長 植田 眞弘
 指定管理の期間 : 平成 31 年4月1日～令和6年3月 31 日までの5年間



◆組織図(職員 14 名)



(補足)「*」は、うち、2名は配偶者等暴力防止事業所属職員

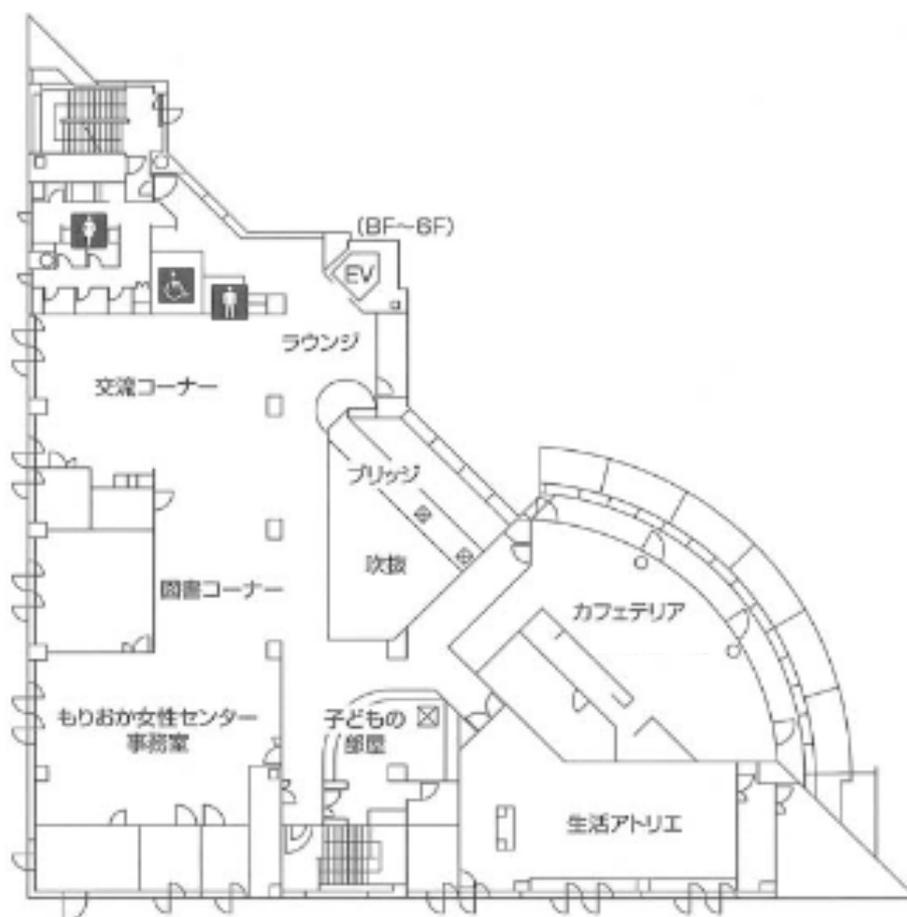
4 施設の概要

所在地	: 〒020-0871 盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号 プラザおでって1階・5階
開館時間	: 午前9時～午後9時30分(月曜日～金曜日) 午前9時～午後5時(土・日・祝日)
休館日	: 毎月第2火曜日、年末年始(12/29～1/3)
建物の規模	: 鉄骨鉄筋コンクリート造6階建て地下1階(複合施設)
	地下1階 駐車場
	1階 起業応援ルーム 芽でるネット 床面積110㎡、 北東北交流センター他
	2～4階 観光文化情報プラザ、盛岡観光コンベンション協会、 ホール、会議室他
	5階 もりおか女性センター 床面積699㎡、カフェテリア
	6階 盛岡てがみ館

階	室名	収容人数	主な利用方法	広さ(約)
5階	交流コーナー	50	グループ活動、情報交換、読書、新聞の閲覧	113㎡
	図書コーナー	12	雑誌、資料の閲覧	38㎡
	相談室	8	女性相談	20㎡
	生活アトリエ	36	生活に役立つ衣・食・住の体験学習 (グループ活動、研修、調理等)	98㎡
	子どもの部屋	20	託児、子どもと保護者が自由に過ごせるスペース	41㎡
	事務室	—	使用申込手続き、図書の貸出し、情報提供	100㎡
	会議室	15	会議	36㎡
	印刷室	3	登録団体が印刷	9㎡
	資料室	—		6㎡
	その他	—	ラウンジ、トイレなど	238㎡
1階	起業応援 ルーム 芽でるネット	—	起業就労支援、関連図書の貸出	110㎡

(1) 貸出施設

利用対象者	男女共同参画社会実現のために活動している市民団体又はグループ (特定の政治活動、宗教活動、営利を目的とする活動は利用不可)
利用方法	1 仮申請 利用希望日の3か月前の9時から電話または窓口にて受付 2 本申請 仮申請より、原則7日以内に来館のうえ「使用許可申請書」を提出
利用時間	午前9時～午後9時30分(月曜日～金曜日) 午前9時～午後5時(土・日・祝日)
休館日	毎月第2火曜日、年末年始(12/29～1/3)
利用料	無料



施設名	生活アトリエ
収容	36人
広さ(約)	98㎡
設備	長テーブル10本、イス30脚
主な利用方法	生活に役立つ衣・食・住の体験学習 (グループ活動、研修、調理等)
対象	男女共同参画社会のために活動している、 概ね5名以上の団体・グループが利用可 ※原則1団体につき月1回の利用



施設名	交流コーナー
収容	50人
広さ(約)	113㎡
設備	机、椅子、ロッカー、湯沸し機等
主な利用方法	グループ活動、情報交換、読書、新聞の 閲覧
市民団体予約席	男女共同参画社会実現のために活動している 市民団体に限り、2テーブルまで予約可 (2テーブル6~8名程度)



施設名	子どもの部屋
収容	20人(但し、子どもの年齢に応じて10人程度)
広さ(約)	41㎡
設備	円形座卓、遊具等、トイレ、シャワー
主な利用方法	託児、子どもと保護者が自由に過ごせるス ペース
対象	就学前の乳幼児とその保護者



施設名	図書コーナー
収容	12人
広さ(約)	38㎡
設備	図書、ビデオ、机、椅子
主な利用方法	雑誌、資料の閲覧
対象	どなたでも ※要利用登録
貸出期間等	本3冊、映像資料2本 (本、映像資料合わせて3作品) ※2週間以内
蔵書	8,140冊(令和6年3月末現在)



施設名	印刷室
収容	3人
広さ(約)	9㎡
設備	印刷機、折機、裁断機、机
主な利用方法	盛岡市男女共同参画団体登録「なはんネット もりおか」に登録がある団体に限り利用可 ※ロッカー利用可



(2) 相談

ア 女性相談

女性を対象とし、生活や生き方に関わる身近な問題について幅広く相談に応じ、相談者自らの主体的な問題解決を促進しながら、^①エンパワメントにつながる支援を目指す。

(ア) 実施場所 もりおか女性センター内

(イ) 方法 面接・電話・メール

※メール相談は令和2年4月30日開設

○開設日時 月・火・金 10:00～17:00 / 水・木 10:00～20:00

イ その他の相談

男性や性的マイノリティを対象とし、性別に起因する生きづらさや悩みに寄り添った相談により問題解決のサポートをする。

(ア) 実施場所 もりおか女性センター内

(イ) 方法

男性相談 面接

○開設日時 月1回土曜日 10:00～12:00

LGBT相談 電話

○開設日時 「ア 女性相談」と同じ

※令和4年1月より男性相談、4月よりLGBT相談開設



・盛岡市配偶者暴力相談支援センターに指定されています。

(3) 起業応援ルーム 芽でるネット

女性の起業や就職に関する支援を行い、女性の経済的自立を目指す。

主な内容 : 起業講座や就労支援講座等の開催
起業や就職に関する個別相談、パソコン操作のサポート
コワーキングスペースの貸出、出店体験
起業や就職、パソコン活用のための本の貸出

利用時間 : 月曜日～金曜日 10時から17時(12時～14時休室)
※毎月第2火曜日及び土日・祝日・年末年始は休室
個別サポート等は、要事前予約

施設名	図書コーナー
設備	図書
主な利用方法	図書等の閲覧、貸出し
対象	どなたでも ※要利用登録
貸出期間等	本3冊 ※2週間以内
蔵書	263冊(令和6年3月末現在)
図書分類	起業関連図書 / パソコン活用関連図書



ホームページ: <http://www.sankaku-npo.jp/mederunet>

^①「エンパワメント」とは

人生のさまざまな選択において自己決定をし、自分らしい人生を生きる力を獲得することです。

事業実績

1 講座等事業実績

(1) 講座等事業実績一覧

男女共同参画社会の実現に向けて、学習の場と啓発のための情報の提供を目的とし次の事業を開催した。

区分	形式	開催日	事業名	回数	定員 (人)	実数 (延べ人数)
全体事業	H	6/23～29 ※オンライン配信 7/5～7/19	男女共同参画週間もりおか展 2023 ①講演会「若い世代を政治の場へ ～ジェンダー平等実現を目指す FIFTYS PROJECT の取り組み～」 対談 能條桃子さん×岩手県立大学 Voters メンバー ②交流会 ③その他 事業関連パネル・関連図書展示他	7日 間 配信 15日間	— ①会場 80 オンライン - ② 70 ③ -	490 ①125 ② 84 ③281
	K	9/23	もりおか女性センターフェスティバル 2023 ①映画上映会「ズートピア」 ②展示 利用団体活動紹介・女性起業家活動紹介	2	— ①各 100	223 ① 71 ②152
	K	11/12～25	なくそう！女性に対する暴力 2023 街頭キャンペーン、パープル・ライトアップ、事業関連展示	14日 間	—	1,805
連携事業	K	5/31	盛岡市 令和5年度DV被害者対応研修	1	—	53
	H	9/8	岩手大学 女性のキャリア形成支援リカレントプログラム 2023 一般公開セミナー ベーシックコース第3回「コミュニケーション・ファシリテーションカアップ！～みんなの意見が活かされる話し合いの進め方～」	1	— 連続 20 一般 -	32 連続 15 一般 17
	K	12/10	「令和のパパを学ぶ！子育て応援セミナー ～家事・育児シェアで家族が笑顔に～」 ①講演会 ②ミニ講座①「パパのためのラク家事講座」 ミニ講座②「パパと子のふれあい遊び講座」	1	①50 ②-①15 名・組 ②-②15 組	50 ①26 ②-① 3 ②-②21
	K	1/22	多様な人材の活躍推進フォーラム ～誰もが自分らしく働ける職場へ～ 第1部 積水ハウスグループの ダイバーシティ推進の取り組み 第2部 性の多様性から考える誰もが働きやすい 職場づくりについて	1	60	20
市民団体事業	K	11/11	団体名：新日本婦人の会 盛岡支部 カフェ「認知症になっても『私らしく』くら したい」	1	50	52
	K	11/12	団体名：いわてレインボーマーチ 報告会・講演会・グループワーク・交流会 「あなたと考えたい 多様な性のこと 人権の こと」	1	25	14

市民団体支援事業	K	11/16	団体名：もりおか女性の会 「だれにでも寄りそって10年 ーフキデチョウ文庫ー」	1	30	27
	K	11/19	団体名：エスクル岩手 「年代で変化する体調 ～こんなお悩みありませんか～」	1	20	7
主催講座	H	5/13, 14 ※ワイド配信 5/22～5/28	「IWATE RAINBOW MARCH 2023」 ①講演会・トークセッション ②ワークショップ ③ブース出展 ④プライドパレード	2日間 配信 7日間	- ①100 ②20 ③- ④-	572 ①140 ②17 ③225 ④190
	H	6/23, 30, 7/14, 29	男女共同参画基礎セミナー 「ジェンダー・スタディツアー ～子どもの未来へつなぐ」 ①連続講座 ②公開講座 ③アーカイブ配信	4	- ①20 ②各15 ③-	60 ①57 ②3 ③-
	K	11/7, 22, 12/6, 20 1/17, 31 2/21	「個人のチカラを地域で活かす！ モリオカ防災 人材活躍ワークショップ」 ①連続講座 ②公開講座	7	40 ①20 ②各20	101 ①92 ②9
	K	2/23	「ひとり親のママ・パパ・子どもたち応援 イベント 元気パワーをまるっとGET!」 親対象ワークショップ、子ども対象ワークショップ 相談ブース、物資提供	1	-	60
	K	6～12月	防災出前講座 「東日本大震災から12年 今、災害が起きたら… あなたの地域で安心・安全に過ごせますか？ ～女性・高齢者・障がい者などの視点から～」	通年	-	16地区 349
		【内訳】	6/1 中津川サロン会 (25人) 7/5 本宮・向中野民生児童委員協議会 (24人) 7/6 山岸地区民生児童委員協議会 (29人) 7/8 飯岡地区民生児童委員協議会 (28人) 7/19 太田・繫地区民生児童委員協議会 (23人) 7/21 城南地区町内会 (20人) 9/5 山岸一丁目町内会 (14人) 9/17 天神町町内会 (28人) 9/21 名須川町町内会 (12人) 10/14 県営湯沢アパート自治会 (10人) 10/18 御厩橋親交会 (11人) 11/11 上田四丁目町内会 (30人) 11/19 厨川一丁目第2自治会 (16人) 11/28 盛岡市民生児童委員OB会 (24人) 12/16 本宮地区第四町内会 (29人) 12/19 桜城地区福祉推進会 (26人)			

区分	形式	開催日	事業名	回数	定員 (人)	実数 (延べ人数)
起業支援講座	K	10/7, 21 11/3, 12/9	女性起業芽でる塾 ①連続講座 ②公開講座（講演会・受講生によるチャレンジマーケット）	4	①連続 20 ②講演会 70	172 ①65 ②31 来場者 76
	K	9/11, 13, 15	就労支援講座 「ワード&エクセル基礎講座」	6	10	59
相談事業	K	6/3, 10, 11	ユースリーダー養成講座 2023	6	20	52
	K	7/29, 11/25 2/3, 2/24	おしゃべりルーム 対象：女性相談利用者	各1	各5	12
人権出前講座		6～1月	生徒・学生のための人権出前講座 「大切なわたし 大切なあなた」	各1	-	6校 781
	K	【内訳】	6/19 岩手県立不來方高等学校 1学年 (260人) 6/20 岩手県立雫石高等学校 3学年 (30人) 7/2, 3, 5 岩手県立杜陵高等学校 通信制 (204人) 7/12 盛岡市立米内中学校 全学年 (70人) 8/22 盛岡中央高等学校附属中学校 3学年 (34人) 1/29 岩手県立盛岡第二高等学校 3学年 (183人)			

※形式は、「K」＝会場・「H」＝会場とオンラインのハイブリッド。

定員及び実数（延）は、上段が合計の数を示したもの

(2) 全体事業・連携事業・市民団体支援事業

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標1(施策1)・3-1(施策1)

事業名		男女共同参画週間もりおか展 2023
実施日	6月23日(金)～29日(木) ※ オンライン配信 7月5日(水)～19日(水)	
対象	どなたでも	
回数	7日間 ※オンライン配信 15日間	
定員	①会場 80人 ②70人 ③-	
参加者延べ人数	490人(①125人 ②84人 ③281人)	
目的	国が定めた「男女共同参画週間」の時期に併せ、地域の男女共同参画推進を図るため広く市民に啓発・推進していくことを目的に開催。	
内容	<p>■①講演会</p> <p>演題:「若い世代を政治の場へ～ジェンダー平等を目指す FIFTYS PROJECT の取り組み～」</p> <p>講師:能條桃子さん(FIFTYS PROJECT 代表)</p> <p>対談:能條桃子さん×佐藤柊人さん(岩手県立大学 県大 Voters 代表)</p> <p>■②交流会「わたしと政治のつながり 次は投票に行こうと思った今こそ、政治の話がタブーな時代をわたしたちで終わりにしよう！」</p> <p>■③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法パネル展示 ・なるほどジェンダーパネル展示 ・男女共同参画週間関連図書展示 ・令和4年度もりおか女性センター事業紹介展示 ・Gender Equality 妖怪s「もやもや」展示 	
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・メイン企画である講演会&対談は100人を超えた。前年度の課題であった大学との連携も取り入れながら多くの学生を呼び込むことができた。(新規来館者割合:77%) ・政治を入口に、世代を越えて課題を共有したり、多様な人材が政治に参画することの意義を共有することができた。 ・前年度、講座修了生による自主グループ「Gender Equality 妖怪s」の掲示物は、身近に潜むエピソードが盛り込まれデザイン性も高く、多くの人が足を止め見ていた。 	
感想	<ul style="list-style-type: none"> ・日本とデンマークでは女性議員数や薬局でのアフターピルの扱いを見ても、男女平等に対するの価値観が異なること。被選挙権の年齢を引き下げても、資金などの問題で立候補できない現状。日本のジェンダー指数が低いことを改めて実感した。 ・大学でこういった活動が行われていることを知らなかった。期日前投票、不在者投票などの取り組みの設置があることは良いことだと思う。 ・学生さんたちは日ごろからいろいろなことをしっかり考えているなど感心しました。大人の私たちが若者の話を聞く仕組みを作らないと。 	



第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標2-2(施策1)

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標2-2(施策1)	
事業名	なくそう！女性に対する暴力 2023
実施日	11月12日(日)～25日(土)
対象	どなたでも
回数	14日間
参加者延べ人数	1,805人
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対するあらゆる暴力の未然防止と根絶を目指す。 (今年は性暴力をなくそうにテーマを絞る) ・被害当事者にメッセージを届けるとともに、一般市民の関心を喚起し、暴力根絶について意識啓発を行う。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■もりおか女性センター会場 <ul style="list-style-type: none"> ・事業関連掲示物の展示 ・メッセージTシャツの展示 ・パープルリボンツリー ・関連図書の紹介 ・パープルキルトの展示 ■街頭キャンペーン 17日(金) <ul style="list-style-type: none"> ・JR盛岡駅北口2Fフェザン入口、IGR盛岡駅にて啓発グッズを配布 ■パープル・ライトアップ 15日(水)～25日(土) <ul style="list-style-type: none"> ・東北電力ネットワーク株式会社 岩手支社 鉄塔
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭キャンペーン 盛岡駅の集客力は大きく、多くの若年層を中心に啓発をすることができた。 ・もりおか女性センター会場をパープルで統一。東北電力の鉄塔もパープルにライトアップすることができ、本事業のシンボルカラーであるパープルの浸透を通じ、啓発を促進できた。 ・例年であれば、準備片付けのため、交流コーナーを2時間ずつ閉鎖していたが、利用者からの意見を踏まえ開館前に作業を行い、改善に努めた。
感想	アンケートは実施していない。



第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標2-2(施策1、2)	
事業名	盛岡市 令和5年度 DV 被害者対応研修
実施日	5月31日(水)
対象	①盛岡市 新採用職員、各課等窓口対応職員、業務でDV被害者と接する機会がある職員、その他希望する職員(会計年度任用職員含む) ②盛岡広域圏市町職員
回数	1回
定員	—
参加者人数	53人
目的	市役所職員は行政機関の中でも市民に近い、命の危険があるDV被害者と接する可能性も高く、被害者の立場に立った適切な対応と情報管理が強く求められる。市職員がDVについての知識や実践的な窓口対応及び情報管理の徹底について習得することで、DV被害者を守り、被害の深刻化や二次被害を未然に防ぐため実施するものとする。
内容	<p>■第一部 DVの基礎知識と対応の留意点</p> <p>(1)「DV被害者窓口対応の手引き」の活用について(男女共同参画推進室)</p> <p>(2)DVの基礎知識と窓口対応について(もりおか女性センター)</p> <p>(3)被害者支援における庁内の協力体制について</p> <p>■第二部 被害者情報等の管理について</p> <p>(1)情報ネットワークシステムとマイナポータル(総務課)</p> <p>(2)情報管理とInside6の活用について(市民登録課)</p>
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・DV構造の理解やDV被害者の心理的特性など、基礎的理解を促進した。 ・窓口業務にあたる市職員がDV被害者の保護と自立支援のため、関係各課等と連携を図りながら積極的な情報提供や助言等が出来るよう、対応の実践を学ぶ機会となった。 ・受講された市職員より、担当窓口での女性相談カード配架や、情報紙への女性相談記事の掲載の申し出を受けるなど、市民への周知・啓発が期待できるつながりを得られた。
感想	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで他の自治体からの問い合わせにはそのまま答えることもあったが、加害者側の可能性があることを考えると、注意しなければならないと感じた。 ・他課でDVのポップアップ表示をしていたため担当課に問い合わせたところ、情報が古いからかやや回答があいまいな印象を受けたことがある。DV研修はより多くの人に受けて欲しいと感じた。 ・女性相談があることは知っていたが、男性相談があることは初めて知った。ジェンダー平等に向けて女性だけでなく男性も相談しやすい取り組みが進められているのだなと思った。

事業名	岩手大学 女性のキャリア形成支援リカレントプログラム 2023 一般公開セミナー ベーシックコース第3回
実施日	9月8日(金)
対象	おもに県内の事業所で働く、将来リーダーとなることが期待される女性
回数	1回
定員	40人(連続20人・公開20人)
参加者延べ人数	32人(連続15人・公開17人)
目的	岩手大学と県内の複数自治体が共同で実施する「女性のキャリア形成支援リカレントプログラム 2023」の一つとして、過去に県内の女性を対象に実施したアンケート調査において要望が多かった「コミュニケーション力の実践的スキル向上」をテーマにしたセミナーを実施し、県内、市内で働く女性のキャリアアップに繋げるもの。
内容	<p>■実践的スキルアップセミナー①</p> <p>「コミュニケーション・ファシリテーション力アップ！ ～みんなの意見が活かされる話し合いの進め方～」</p> <p>講師: ちょんせいこさん(柃ひとまち代表取締役)</p>
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・講義とワークでの実践を通し、参加者が組織内でのファシリテーションに活かす知識を得る機会となった。 ・今回のワークが参加者同士の初めて関わる機会となったが、異業種でも同じ立場(女性リーダー同士)の対話が参加者のエンパワーメントに繋がったことが窺えた。
感想	<ul style="list-style-type: none"> ・ファシリテーターのやり方を知らなかったが、司会の進め方について学ぶことができた。また、相手の意見を否定しないという前提があると意見が出しやすいく感じた。会議をうまく進められなかった経験もあり、ファシリテーターを務めることに学生時代から苦手意識があったが、はじめて効率的な会議の進め方を学ぶことができた。知らないことや苦手意識を払拭することが出来た。

岩手大学・盛岡市・もりおが女性センター共同開催セミナー

女性のキャリア形成支援
リカレントプログラム
3rd
一般公開セミナー
リカレントプログラム2023

「コミュニケーション・ファシリテーション力アップ!」
～みんなの意見が活かされる話し合いの進め方～

講師: ちょんせいこ氏 (柃ひとまち代表取締役)

2023. 9. 8 (金) 13:30 - 15:30

申込締切: 9月1日(金)

受講料: 1,100円(税込)
申込: 税込7,500円(5名以内)
(予約コード)
<https://twitter.com/recurrent023bank-3>

※申し込みは、募集定員に達しない限り、岩手大学ダイバーシティ推進室にてキャンセル待ちを募集いたします。

※本セミナーは、岩手大学ダイバーシティ推進室にて開催いたします。

※申込・問い合わせ先
岩手大学ダイバーシティ推進室
TEL: 019-651-6000 FAX: 019-651-6999
E-mail: equity@iwate-u.ac.jp
HP: <https://diversity.iwate-u.ac.jp/>

事業名	令和のパパを学ぶ！子育て応援セミナー ～家事・育児シェアで家族が笑顔に～
実施日	12月10日(日)
対象	育休取得を考えている男性・子育てに関わりたい男性・将来子育てを行いたい男性及びその家族、県内の事業所の担当者、その他テーマに関心がある方
回数	1回
定員	講演会:50人 ミニ講座①15人/組 ミニ講座②15組
参加者延べ人数	50人(講演会26人・ミニ講座①3人・ミニ講座②21人)
目的	<p>国の令和4年度雇用均等基本調査では男性の育休取得率は17.13%となり、現状では国が2025年までに目標とする50%からは大きな開きがある。男性(父親)の育休取得が促進されることで、積極的に子育てをしたい男性(父親)の希望を実現できるほか、パートナーである女性(母親)に偏りがちな育児や家事をシェアすることで夫婦の絆も深まり、女性の就業継続意欲の促進や企業の働き方改革にもつながる。</p> <p>本事業では、男性の育休取得によるメリットや具体的な取得に向けた準備について学び、これから挑戦する方の背中を押すことを目的とする。</p> <p>(内閣府「地域女性活躍推進交付金」活用事業)</p>
内容	<p>■講演会 講師:塚越学さん(㈱日本ギャップ解決研究所所長/NPO 法人ファザーリング・ジャパン 理事)</p> <p>■ミニ講座</p> <p>①パパのためのラク家事講座 講師:花王グループカスタマーマーケティング株式会社</p> <p>②パパと子のふれあい遊び講座 講師:男性保育士連チーム・ファンタジスタ</p>
成果	「育休ではなく育児として、男性も産後休暇を積極的に取得する大切さを認識(した)」 「(パートナーの)里帰りを考えていましたが自分自身も里帰りを考えます」などという声が寄せられ、事業目的である男性の育休取得によるメリットや具体的な取得に向けた準備等についての学びが得られ、行動に移すきっかけとなった事が窺えた。
感想	<p>・男性の育休というと産後に2週間くらい取得するくらいのイメージでしたが、制度もあたらしくなり、家庭に合わせた様々な取得パターンがあるということが分かりました。</p> <p>・これからパパママになる人はもちろん、未婚既婚、男女関係なく、いろいろな人に受講してもらいたい内容でした。</p>



第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標3-2(施策1、3)

事業名	令和5年度盛岡市女性活躍推進事業 多様な人材の活躍推進フォーラム ～誰もが自分らしく働ける職場へ～
実施日	1月22日(月)
対象	テーマに関心のある市民・企業の方
回数	1回
定員	60人
参加者延べ人数	20人
目的	性別や年齢などに関係なく、多様な働き方を取り入れ、社員の働きやすさ、ワークライフバランスを進めることは、企業内部の活性化だけではなく、様々な事情を抱える社員が安心して働ける職場づくりに寄与し、企業の生産性や創造性の向上に有効な取組である。 市内の企業等がこれらの意義を理解し、かつ先進的取組事例等を知ることができる機会を設けることで、市内において、誰もが自分らしく安心して働き続けられる企業、事業所を増やすための一助とすることを目的とする。
内容	■第1部「積水ハウスグループのダイバーシティ推進の取り組み」 講師：木原淳子さん 積水ハウス株式会社 ダイバーシティ推進部 スペシャリスト(課長) ■第2部「性の多様性から考える 誰もが働きやすい職場づくりについて」 講師：山下梓さん 弘前大学男女共同参画推進室 専任教員・岩手レインボー・ネットワーク主宰
成果	・ダイバーシティ・インクルージョンの追求、実践事例に基づく講演を通じ、社員の働きやすさ、ワークライフバランスを推進する職場づくりの意義を共有し、推進取組みのヒントを得た。また、取組みの際、困難な点についても触れたことは、職種や規模に関わらず(大企業と中小企業)、参加者自身の新たな気づきへとつながった。 ・性の多様性をテーマに、基礎知識から法律、事業所の求められる取組みについて丁寧に解説いただいた。LGBTについての捉えが抽象的なものから具体的なものへと変化させる機会を提供することができた。
感想	・第1部については具体例や取組の際の難しい点を教えていただき、職場で活用していきたいと思った。第2部についてはLGBTQ等についての抽象的なイメージから具体的にイメージできたので、聴講できて良かった。 ・両テーマについて、まずは自身の部署から意識の改善を行っていきたいと思った。

多様な人材の活躍推進フォーラム
～誰もが自分らしく働ける職場へ～

「ダイバーシティ」は「多様性」をテーマに、誰もが自分らしく安心して働き続けられる職場づくりに向けた取組を指します。

日時：2024年1月22日(月) 13:30～
会場：プラザおてつ おてつホール(盛岡市/県庁1-1-181)
対象：テーマに関心のある市民、企業の方

参加無料

第1部 13:30～14:30
積水ハウスグループのダイバーシティ推進の取り組み
講師：木原 淳子 氏
積水ハウス株式会社 ダイバーシティ推進部 スペシャリスト(課長)

第2部 14:40～15:25
性の多様性から考える誰もが働きやすい職場づくりについて
講師：山下 梓 氏
弘前大学男女共同参画推進室 専任教員・岩手レインボー・ネットワーク主宰

申込方法 令和5年1月11日(月)～令和6年1月15日(月) 申込フォーム(おの...300円/1日)から当日参加費可払可

申込はこちら

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標1(施策3)

事業名		市民団体支援事業
実施日	①11月11日(土) ②11月12日(日) ③11月16日(木) ④11月19日(日)	
対象	-	
回数	各1回	
定員	① 50人 ② 25人 ③ 30人 ④ 20人	
参加者延べ人数	① 52人 ② 14人 ③ 27人 ④ 7人	
目的	市民活動を行っている市民団体と女性センターが連携・協働し、事業の企画や実施を通して学びや意識の向上を図り、男女共同参画の推進ならびに団体活動の活性化をめざすものである。また、この事業の開催を通して、市民の地域の課題解決への理解を深め、男女共同参画への意識を啓発・促進することを目的とする。	
内容	<p>■①カフェ「認知症になっても『私らしく』くらしたい」 団体名：新日本婦人の会 盛岡支部</p> <p>■②報告会・講演会・グループワーク・交流会「あなたと考えたい 多様なこと 人権のこと」 団体名：いわてレインボーマーチ</p> <p>■③「だれにでも寄りそって 10年 ―フキデチョウ文庫―」 団体名：もりおか女性の会</p> <p>■④「年代で変化する体調 ～こんなお悩みありませんか～」 団体名：エスクル岩手</p>	
成果	<p>・7団体が説明会に参加し、うち実施団体は4団体。例年実施してきた団体のほか昨年準備等に苦戦した団体、新規団体など偏らずに実施となった。</p> <p>・各団体のグループワークでは意見交換会が活発に行われ、参加者同士の交流が促進された。</p> <p>・各団体がジェンダー平等社会実現に向けた企画を考え、センターは事業の実施から予算・決算書・報告書の記入方法、事業運営について助言・サポートすることで連携し、市民団体活動の育成の機会となった。</p>	
感想	<p><事業参加者の感想></p> <p>①周りの人たちの話を聞いて良かった。講師のお話で、認知症についての考え方が少し前向きになった。</p> <p>②知らないことまだたくさんあるなあと思いました。自分にマジョリティでの無意識の差別、たくさんあると思う。差別しないよう学んでいきたい。グループワークで色々深まり良かったです。</p> <p>③フキデチョウ文庫、あるのは知っていたがよく知らなかった。図書、デイサービスがあるのは知っていたが、相談支援もやっていたとは知りませんでした。あると便利な場所で、利用する方にとっては良い施設だなと思いました。</p> <p>④男性にも更年期があるなど、また女性の心や体について、とても勉強になりました。</p>	



(3) 主催講座事業

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標1(施策1、2)・2-1(施策1、4)	
事業名	IWATE RAINBOW MARCH 2023
実施日	5月13日(土)、14日(日) ※オンライン配信 5月22日(月)～5月28日(日)
対象	テーマに関心のある方
回数	2日間 ※オンライン配信7日間
定員	①100名 ②20名 ③- ④-
参加者延べ人数	572人(①140人 ②17人 ③225人 ④190人)
目的	<p>盛岡市が男女共同参画推進計画の基本目標に掲げている「人権尊重と安全安心な暮らしの実現 ～多様性の尊重と安心な暮らし」の実現のためには差別や偏見による言動をなくすことが不可欠である。</p> <p>同じゴールを目指す“いわてレインボーマーチ”と連携しセクシュアル・マイノリティを取り巻く課題を共有することにより、誰もが安心安全に暮らせる社会づくりについて市民に訴え、ネットワーク形成の機会の提供を目的に実施する。</p>
内容	<p>■①講演会&トークセッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ○パートナーシップ・ファミリーシップ制度についての説明 盛岡市市民部市民協働推進課男女共同参画推進室 ○講演会「パートナーシップ・ファミリーシップ制度がある暮らしのこれから」 講師:松岡宗嗣さん(一般社団法人 fair 代表) ○トークセッション「プライドパレードへの想い」 東北 PRIDE 団体: Akita Pride March・みやぎにじいろパレード・ふくしまレインボーマーチ・やまがたカラフルパレード・ろう LGBT 東北・青森レインボーパレード(代読)・いわてレインボーマーチ <p>■②ワークショップ ○プラカード作り</p> <p>■③ブース出展</p> <ul style="list-style-type: none"> ○[おでって広場]・Transgender Japan・ろう LGBT 東北・やまがたカラフルパレード/カラフル Cafe・みやぎにじいろパレード 2023・RINTAN'S×ADHDのウチら・STREET BURGER・いわてレインボーマーチ ○[交流コーナー]・岩手大学 LGBTs 学生団体 Poi・ねじねじ・7Life～生と性について考える～(岩手県立大学) <p>■④プライドパレード</p>
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・いわてレインボーマーチとの共催、東北 PRIDE 団体の登壇もあり、当事者やアライが多く参加され、ロールモデルとして紹介できた。 ・参加者同士・出展者同士の交流が見られ、地域を超え、横のつながりを深める機会を提供できた。
感想	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ・ファミリーシップ制度の重要性から、更に同性婚や LGBT 差別禁止に向けての思いを聞くことができ良かったです。 ・Twitter 等で沢山の LGBTQ に対する意見や批判などを目にして、本当にいろんな解釈の仕方があり少し混乱し始めていたのですが、初心に帰ったような気持ちになりました。一人でパレードの参加が不安でしたが、参加する大切さを理解することができました。 ・東北が一つになって、生きやすい社会、地域づくりをしていきたいと、改めて思いました。



第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標1(施策1、3)・3-1(施策2、3)

事業名	男女共同参画基礎セミナー 「ジェンダー・スタディツアー ～子どもの未来へつなぐ」
実施日	6月23日、30日、7月14日、28日 全金曜
対象	テーマに関心のある方
回数	4回
定員	①連続講座 20人 ②公開講座各 15人 ③アーカイブ配信 上限なし
参加者延べ人数	60人(①57人②3人 ③延べ人数に含めず)
目的	ジェンダー平等社会実現のためには男女共同参画の基礎を学び、社会全体の問題であることに気づき、考え、理解していくことが大切である。 この講座では、男女共同参画の基礎知識を得るとともに現状と課題を知ることを目的とし、ジェンダーギャップを埋めるにはどうしたらよいかを考える機会とする。
内容	<p>■第1回: 男女共同参画週間「もりおか展 2023」講演会参加 講師: 能條桃子さん(FIFTYS PROJECT代表)</p> <p>■第2回: 講義「情報リテラシー入門」 講師: 堀久美さん(一般社団法人 LEO-G 代表理事)</p> <p>■第3回: 講義「教育・労働におけるジェンダーバイアス」 講師: 中野円佳さん(東京大学 男女共同参画室 特任助教)</p> <p>■第4回: 講義「“ふつうの男性”たちが抱える生きづらさとは？」 講師: 清田隆之さん(文筆家/恋ハナ収集ユニット「桃山商事」代表)</p>
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・女性と若者の政治参画のハードルを下げ、糸口を探る機会を提供した。 ・ジェンダーの視点で正しい情報を探す、読み解く、届ける、の3工程を体験する場を提供し、情報リテラシーの必要性についての理解を深めた。 ・男性の生きづらさから見えてくるものは性別に関わらず共通の課題ということが見えたことで、男女共同参画推進活動の幅が広がった。 ・例年の「もりおか女性塾」からタイトルを変えたことにより、幅広い年代層や男性を呼び込むことができた。
感想	<ul style="list-style-type: none"> ・自分にもできるアクションは何か、考えるきっかけになりました。(第1回) ・生活の中にリテラシーの必要性を痛感しました。自らの中に潜んでいるバイアスとの対応もしないと、いろいろ考えさせられました。(第2回) ・丁寧にご教授いただいてありがたかったです。数字は強い説得力がありますが、うのみにしない事の大切さがわかりました。(第3回) ・男性のジェンダーの内容でしたが、女性にも当てはまる内容と思い聴いていました。グループワークが良かったです。やっぱり話すって大事ですね。(第4回)



第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標1(施策1、3)・2-1(施策3)・3-1(施策2)

事業名	「個人のチカラを地域で活かす！ モリオカ防災 人材活躍ワークショップ」
実施日	11月7日、22日、12月6日、20日、1月17日、31日、2月21日 全水曜(11月7日のみ火曜)
対象	公開講座:テーマに関心のある方、連続講座:過去に防災学習を受けたことがある方
回数	7回
定員	40人(公開20人・連続20人)
参加者延べ人数	101人(公開9人・連続92人)
目的	<p>例年もりおか女性センター主催防災講座修了者の中から、盛岡市女性人材バンクへの登録が一定数見られたものの、実際に防災等の活動に参加する機会がなかったことから、人材活用の促進が求められてきた。</p> <p>そこで今年度は、防災学習の経験がある市民を対象に、男女共同参画の視点で、「時流に合った防災情報のわかりやすい周知」と「防災対応に取り組む人材育成」を目的としたプログラムを実施し、防災活動に参画する機運の醸成を促進する。また、防災に関する知見や情報等を発信する啓発ツールを作成するとともに、情報の補完と利用の仕組みづくりを行い、地域で活躍して行く人材を育成していく。</p>
内容	<p>■第1回【公開講座】</p> <ol style="list-style-type: none"> 盛岡市の災害情報 <講義> 私たちの身近にある災害を知ろう！ 講師: 盛岡市 総務部危機管理防災課職員 もりおか女性センター防災出前講座体験 講師: もりおか女性センター職員 <事例発表1> わたしの防災ストーリー 講師: 高橋福子さん(エンパワーメント11(い)わて) <事例発表2> 防災に多様な人々の視点を活かすには 講師: 佐々木裕子さん(いわて多様性と災害研究会) <p>■第2回: 情報発信ツール作成①</p> <p>■第3回: 情報発信ツール作成②</p> <p>■第4回: 情報発信ツール作成③</p> <p>■第5回: 情報発信ツール作成④</p> <p>■第6回: 【公開講座】プレ発表・講義 <講義> 防災に取り組む女性のためのステップアップに向けて 講師: 宗片恵美子さん(NPO 法人イコールネット仙台 常務理事)</p> <p>■第7回: 発表会・修了式</p>
成果	<ul style="list-style-type: none"> 全員が修了し、自主グループへ発展させることができた。 参加者同士の相互学習の成果として、ジェンダーの視点を盛り込んだ情報発信ツールを完成させた。 今年度も市の危機管理防災課と連携し事業を展開できた。防災に男女共同参画の視点が入っている自治体として、盛岡市、野田村が挙げられ、今後のより一層の連携体制での展開が期待される。
感想	<ul style="list-style-type: none"> 女性の参加、リーダーへのステップアップの大切さ、必要性が理解できた。 学んだことを地域に還元していく仕組みと、その継続性について学びました。 様々な意見が活発だったこと、回数を重ねて会うことでお互いの考えを交わすことが出来てよかった。



第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標2-2・3-1 (施策3)・3-2 (施策1)

事業名	「ひとり親のママ・パパ・子どもたち応援イベント 元気パワーをまるっとGET！」
実施日	2月23日(金・祝)
対象	20歳までの子を育てているひとり親、またはそれに準ずる状況にある方とその子ども (盛岡市内在住の方優先、および岩手県内在住の方)
回数	1回
定員	なし(但し、⑧は定員あり)
参加者延べ人数	60人(27世帯)
目的	アフターコロナに加え、物価高騰が家庭に大きな影響を与えている。厳しい経済状況のなかで、ひとり親家庭は仕事と家事の両立に奮闘している。本事業は、この課題に対処すべく、ひとり親が直面する「生き方やお金(生活費、教育費)」に関する相談ブースを設置し、情報提供によるサポートを行う。また、自分のための時間やひとり親同士の交流を通して、“孤育て”から解放されることを目指し開催する。
内容	<p>【相談コーナー】</p> <p>①なんでも相談／もりおか女性センター職員 ②お金の相談／有限会社アイドカ ③休憩(交流)</p> <p>【ワークショップ】対象:親</p> <p>④ハンドトリートメント／ザボディショップ ⑤いすヨガで心もからだもリラックスしよう！／森谷裕実子さん(Oasis ヨガ代表) ⑥タロット占い／大友一美さん(minamo 代表)</p> <p>【ワークショップ】対象:子ども</p> <p>⑦大学生と遊んだり勉強を教わったりしよう！／任意団体ゆきわたり工房 ⑧自分で今日の夜ごはんを作ってみよう！／荒屋亜紀子さん(料理教室とランチの店あらや食堂店主) ⑨読み聞かせ会／袖上裕子さん</p> <p>【物資提供】</p> <p>・フードパントリー・生理用品・2023年版 教育費サポートブック(しんぐるまざあず・ふぉーらむ発行)・制度しっかり使えてる？(もりおか女性センター発行)</p>
成果	<p>・親子で参加できるプログラムのため、多くの若い世代のひとり親に参加していただいた。</p> <p>・相談ブースは、個別のニーズをひろい、必要な情報を提供し、漠然と抱えていた不安をときほぐし、整理する機会となった。</p> <p>・子どもの料理作りは、子どもの主体的な家事参画を促す狙いでプログラムに組み込んだがア実生活で活かすことが期待されるものとなった。</p> <p>・シングルファーザーの参加もあり、これまでの女性センター事業からさらに発展した事業となった。</p> <p>・(株)doorsより会場(チャバタケ doors)を提供頂き、複数の取り組みを同時開催することができた大きなイベントが企画できた。</p>
感想	<p>・子育てから一瞬でも離れる時間ができた。自分だけに集中する時間は貴重なのでありがたかった</p> <p>・日頃の緊張をほぐせる催しがありがたかった</p>



事業名	防災出前講座 「東日本大震災から12年 今災害が起きたら…あなたの地域で安心・安全に過ごせますか?～女性・高齢者・障がい者の視点から～」
実施日	6月～12月
対象	町内会や自主防災組織・防災に関心のある市民グループ
回数	各1回
定員	—
参加者延べ人数	16 地区 349 人 (内訳) ・6/1 中津川サロン会(25人) ・7/5 本宮・向中野民生児童委員協議会(24人) ・7/6 山岸地区民生児童委員協議会(29人) ・7/8 飯岡地区民生児童委員協議会(28人) ・7/19 太田・繫地区民生児童委員協議会(23人) ・7/21 城南地区町内会(20人) ・9/5 山岸一丁目町内会(14人) ・9/17 天神町町内会(28人) ・9/21 名須川町町内会(12人) ・10/14 県営湯沢アパート自治会(10人) ・10/18 御厩橋親交会(11人) ・11/11 上田四丁目町内会(30人) ・11/19 厨川一丁目第2自治会(16人) ・11/28 盛岡市民生児童委員 OB 会(24人) ・12/16 本宮地区第四町内会(29人) ・12/1 桜城地区福祉推進会(26人)
目的	東日本大震災をはじめとした過去の大規模災害の教訓を学び、いつ発生するかわからない災害に備え、ジェンダーの視点による地域防災をテーマとした基礎知識を学ぶ機会とする。また、自身の地域の災害リスクを知り、多様な人々が安心・安全な暮らしについて共に考え、防災・減災の地域力を高めることを目的とする。
内容	■多様な視点で見る災害時の困難、日頃から家庭でできる防災対策の話・ワークなど 講師: もりおか女性センター職員
成果	・男性の参加が多く、男性に女性の参画の重要性について伝えることができた。 (女性 54% 男性 46%) ・みんなで解決策を探していくワーク(ゲーム)を導入したことにより、住民同士の話し合いが活性化。地域の中にある様々なニーズを把握するためには、話し合いが重要であり、ワークを通してその意義、有効性を実感していただく機会が提供できた。 ・女性センターを利用したことがないという方が多く、センターの存在を知っていただく機会となった。
感想	・ただ聞くだけでなく、ゲームや災害が起きた時にどうするかを考えるコーナーが多くて、自分だったらどう行動するかだけでなく、地域の中で避難所の中でどんな役割を担えるか考える機会になりました。 ・平等・公平の考え方がとても分かりやすかったです。全ての人に同じ支援ではなく、人々それぞれによつての配慮・支援が大切であることを学びました。このような配慮支援ができるよう避難した先でも伝えられるようにしていきたいと思いました。



第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標1(施策2)・3-2(施策1)

事業名	女性起業芽でる塾
実施日	10月7日(土)、21日(土)、11月3日(金・祝)、12月9日(土)
対象	連続講座: 起業を目指している女性、副業で起業を目指している女性 公開講座: 関心のある方
回数	4回
定員	90人(連続20人・公開70人)
参加者延べ人数	172人(連続65人・公開31人・来場者76人)
目的	働き方の多様化が進む現在、社会的・経済的自立の手段として自ら「起業」を志す女性が増えているが、従業員を雇用せずに一人で起業という比較的小規模なケースが多い。本講座は、家事や育児、介護との両立など女性特有の問題に寄り添いながら、起業に関する基礎知識やノウハウを習得する場を提供し、女性の起業を後押しする。 また、ロールモデルとなる先輩女性起業家の経験談を通して、起業への思いを具現化し、事業発展の可能性について学ぶ機会とする。最終回は、受講生のチャレンジショップの場を提供。販売体験を通してより具体的な起業へのイメージを膨らませ、出店者とのネットワークづくりの機会を得ることを目的に実施する。
内容	<p>■第1回 前半: 講義・ワーク(本音の WHY 作成) 後半: グループワーク</p> <p>■第2回 前半: 講義・ワーク(事業ユニット作成) 後半: グループワーク</p> <p>■第3回 前半: 講義・ワーク 後半: 事業ユニット発表、講師より講評 講師: 関洋一さん(会計管理実践サポート(株)代表取締役)</p> <p>■第4回 【公開講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> 先輩女性起業家による講演会 講師: 高村麻里さん(tamari 窯) 関洋一さん(会計管理実践サポート(株)代表取締役) 受講生によるチャレンジショップ (先輩女性起業家出店者)
成果	<ul style="list-style-type: none"> 連続講座を通して、起業への想いを整理することができた。 受講生が事例発表者の事例を迫体験することにより、起業へのイメージを掴むことができた。発表では、地域の巻き込み方や続けることの具体的なヒントも提供していただいた。また、事例発表者にとっても実践を客観視し、自己評価する機会を提供することができた。 受講生同士のグループ LINE を作成し、講座終了後も継続したネットワークが期待できる。
感想	<ul style="list-style-type: none"> 先生の言葉1つ1つが心に刺さりました。資金面で不安要素がありますが、皆さんからアドバイスやヒントを頂いて、形になりそうな気がしました。また、このような機会があればいいと思います。 実際に起業をいちから始めた経験のある方のお話を聞いて、自分にも不可能ではない、少しずつ続けていけば仕事にできるかも、と希望が見えてきました。



第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標1(施策1)

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標1(施策1)	
事業名	おしゃべりルーム
実施日	①7月29日 ②11月25日 ③2月3日 ④2月24日
対象	女性
回数	各1
定員	5人
参加者延べ人数	12名
目的	女性を対象に誰からも批判されない安全安心の場で、自分の悩みを語り、お互いの体験を聞きながら自己の問題を見つめ、整理していく場とする。
内容	<p>■グループ相談形式</p> <p>テーマ:</p> <ul style="list-style-type: none"> ①夫婦関係「DVを経験した今の自分を語ろう」 ②親子(母娘)関係 ③夫婦関係 ④夫婦関係 <p>ファシリテーター:もりおか女性センター職員</p>
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・安心で安全な場の中で、日頃抱えているモヤモヤ感を吐き出し、「語る」「聴く」「共感」という体験を通して、お互いに気持ちを解放し共有できたことで、女性が置かれているジェンダー視点への気づきがあった。「私は私でいい」「大切な私」を共有しエンパワーメントされたこと。 ・ワーク(幸せリスト)が、自分が何をしている時が幸せなのかということを考える機会となった。
感想	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな価値観があって良いと再認識できた。 ・自分が何をしている時が幸せなのかということも考えられてよかった。 ・モヤモヤを吐き出せることが心強い。

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標1(施策1)・2-1(施策4)・2-2(施策1)

事業名	ユースリーダー養成講座 2023
実施日	6月3日(土)、10日(土)、11日(日)
対象	高校生、短大生、大学生、専門学生
回数	3日間
定員	20人
参加者延べ人数	52人
目的	中高生に人権教育を行う若者(同世代)の人材育成を目的として、3日間の研修の中で自分も他人も大切に作る人間関係作りや、自尊感情を持って生きる大切さを学ぶ。講座終了後はユースリーダーとして人権出前講座に展開していくことを目指す。
内容	<p>■第1日</p> <ol style="list-style-type: none"> 男女共同参画について、ジェンダーって何？ 講師:もりおか女性センター センター長 いろいろな性・生き方 講師:佐藤奈津子さん お互いを尊重する関係とは 講師:もりおか女性センター 副センター長 <p>■第2日</p> <ol style="list-style-type: none"> 思春期の生と性 講師:多田まゆみさん(ハッピーバース研究会 会長) 暴力の定義、DVと法律、DVとデートDVの違い 講師:瀧田信之さん(NPO 法人湘南 DV サポートセンター理事長) <p>■第3日</p> <ol style="list-style-type: none"> 小グループでのプレゼンテーション 出前講座のデザイン 講師:瀧田信之さん(NPO 法人湘南 DV サポートセンター理事長)
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ明け3年ぶりの開催となったため、動員に苦労したが大学等の協力を得、一定数を集めることができた。 ・プログラムに対し、貴重な経験をしたとの思いが感想にあった。特に「生と性」の回では、これまで上辺だけのことしか聞いていなかったとの感想が目立ち、本当の生と性を考えることが、相手を尊重することにもなると認識を得たことが窺え、この講座の目的に繋がった。
感想	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者として発信していることがすごいと思った。誤情報に惑わされず、当事者の声を聴くことでみんなが生きやすい社会にしたい。 ・私の小・中学生の時の性教育は「命のすばらしさ」のような授業だったと思う。大人になり、性や妊娠は喜びの面だけでなく、悪い面もあるということが分かってきた。支配としての性暴力や望まぬ妊娠等、子どもたちも知っておくべき内容だった。 ・3日間でジェンダーやDV、性について深く知ることができた。

ユースリーダー養成講座2023

対象者
高校生
短大生
大学生
専門学生
募集人数
20人

講座内容
男女共同参画について
ジェンダーって何？
さまざまな性・生き方
お互いを尊重する関係
暴力
デートDVについて
オンラインプログラム
を学ぶ

日時(3日間)
令和5年6.3(土) 6.10(土) 6.11(日)
10:00~16:00

会場
もりおか女性センター生活アトリエ
(アザブアデって5階)

参加費
無料

【申込期間】
4月24日(月)~5月19日(金)
申込フォームにて受付

【お問い合わせ】
もりおか女性センター
総務課 佐藤 奈津子 TEL:019-654-1101
TEL:019-654-3331 FAX:019-601-4031




第3次盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標1(施策1)・2-1(施策4)・2-2(施策1)

事業名	生徒・学生のための人権出前講座 「大切なわたし 大切なあなた」
実施日	6月～1月
対象	中学生・高校生・大学生等
回数	各1回
定員	—
参加者延べ人数	6校 781人 (内訳) ・6/19 岩手県立不来方高等学校 1学年 (260人) ・6/20 岩手県立雫石高等学校 3学年 (30人) ・7/2, 3, 5 岩手県立杜陵高等学校 通信制 (204人) ・7/12 盛岡市立米内中学校 全学年 (70人) ・8/22 中央高等学校附属中学校 3学年 (34人) ・8/22 岩手県立盛岡第二高等学校 3学年 (183人)
目的	DVD 視聴や、先生によるロールプレイを交えて、デート DV や親からの暴力などから自分を守り、他者とのよりよいコミュニケーションについて学ぶ内容で構成。ワークブックと相談カードを配布。
内容	事前アンケートの結果を踏まえた職員の講義と、生徒によるロールプレイ
成果	・生徒それぞれが自分の行動を振り返り、気づきが多かった。 ・出前講座の柱である「境界線があること」を知ったという感想が複数あった。役場職員2名の参加があった。 ・通信制の学校からの依頼は初めてであり、各学校に案内を出し続けることの大切さを痛感した。
感想	・やはり自分を大切にしていくことが大事だと思いました。言う勇気や守る勇気、誰かに助けを求める勇気、様々な勇気を持ち、相手を想い合って向き合っていきたい。 ・LGBT 以外にいろんな性があり、様々な人がいることを知った。 ・人と人との間には境界線があるということを知った。

盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標1(施策1)・2-1(施策4)・2-2(施策1)

生徒のための人権講座

大切なわたし・大切なあなた

もりおか女性センターでは
中学生・高校生・大学生等を対象にした
「生徒・学生のための人権講座」を実施しています

＜出前講座の特徴＞

- 講座やロールプレイを交えて、わかりやすく伝えます。
- 性別のプログラムに応じて対応します。
【男性向けから実施】
- クラス単位から全校まで対応可能です。
※交通費は実費負担をお願いします

【講座プログラムの内容例】

・お互いを大切にするコミュニケーション
・デートDVについて
・コミュニケーションについて
・性の多様性について
～上記の課題を中心とした内容について考えます～

＜申し込み・問い合わせ＞

もりおか女性センター
【所在地】〒990-0001 盛岡市大町1-1-1 盛岡市立中央公民館10F
【TEL】019-654-3333 E-mail: mofcc@morikawa-npo.or.jp
担当： 奥野 洋子



盛岡市男女共同参画推進計画 基本目標1(施策1)・2-1(施策4)・2-2(施策1)

学生のための人権講座

大切なわたし・大切なあなた

もりおか女性センターでは
中学生・高校生・大学生等を対象にした
「生徒・学生のための人権講座」を実施しています

＜出前講座の特徴＞

- 講座やロールプレイを交えて、わかりやすく伝えます。
- 性別のプログラムに応じて対応します。
【男性向けから実施】
- クラス単位から全校まで対応可能です。
※交通費は実費負担をお願いします

【講座プログラムの内容例】

・お互いを大切にするコミュニケーション
・デートDVについて
・コミュニケーションについて
・性の多様性について
～上記の課題を中心とした内容について考えます～

＜申し込み・問い合わせ＞

もりおか女性センター
【所在地】〒990-0001 盛岡市大町1-1-1 盛岡市立中央公民館10F
【TEL】019-654-3333 E-mail: mofcc@morikawa-npo.or.jp
担当： 奥野 洋子



2 情報事業

(1) 図書

新規図書購入(年2回)の時期以外に、話題の本や講座関連の本を購入したほか、蔵書貸し出しのランキングや話題性の高いテーマに合わせたコーナーを設置し、蔵書の掘り起こしと図書コーナー利用促進に取り組んだ。

蔵書点数	貸出点数	貸出人数	新規登録者数
8,129	3,064	1,829	62

(2) ニュースレター

読みやすさを重視した紙面づくりに取り組んだ。3月から読者アンケートを実施した。

もりおか女性センターで開催される事業や図書等の紹介を隔月発行

- 発行回数 : 年6回(隔月:5・7・9・11・1・3月)
- 発行日 : 発行月の10日 ※休館日の場合は前日。
- 発行部数 : 約1,100部
- サイズ : B4 三つ折り
- 配布先 : 公共施設及び関係機関等
- その他 : もりおか女性センターホームページ上にPDF化したものを掲載

(3) ホームページ

SNSを活用し、施設利用やイベント参加者増加に向けて取り組んだ。

更新回数	(うち、ホームページ)	(うち、X(旧 Twitter))	(うち、Instagram)	(うち、芽でるネット)
394回	92件	122件	84件	96件

※ラジオmjcは令和5年3月31日終了

①ホームページ

もりおか女性センターで開催される事業案内や終了報告等の情報を随時アップ。
施設の空室情報を平日10時に更新。

②SNS (X(旧 Twitter)、女性センターInstagram、芽でるネット Instagram)

施設や講座等の情報を発信。
6月から「起業応援ルーム『芽でるネット』」のInstagram運用を開始。

(4) 報道履歴

取材記事 (新聞・情報紙等)	取材記事 (テレビ・ラジオ)	取材記事 (オンライン)	事業告知記事掲載
13件	9件	5件	8件

※広報もりおか「イベント情報」欄の掲載件数は含めず

多様性 理解広めたい

当事者ら講演会 盛岡で展示 パレードも

性婚を認める他国の事例を紹介した。

トークセッションでは、東北各県の当事者団体の代表者が理解を広げるためのパレードにかけを思いを発信した。当初は地域から心ない言葉を投げかけられたが、数年間で社会や当事者の意識が変化しつつある状況を伝えた。

昨年パレードを初開催し、

たふくしまレインボーマーチの三戸花菱子共同代表(20)は「地域で身近にしていると可視化することが大切。当事者は周りの目が気になって(パレードに)なかなか行けない。でも、一人じゃないと知る機会になる」と広がりを感じた。

14日は盛岡市内で3回目となるパレードを行う。

(加藤菜穂)

県内外の性的少数者関係団体

東京の支援団体fairの松岡宗嗣代表理事(28)は、パトナード制度をテーマに講演。県内では一関、盛岡両市で導入され、全国300以上の自治体に広がるが、「そもそも権利として得られるはず。自治体の対応は『ほんそところ』を貶めようというもの」と法的拘束力がないことを指摘。「権利を保障すること、理解が追いついていない」と同

性的少数者(LGBTQなど)の生きやすい社会の実現を目指す市民団体いわてレインボーマーチ(瀧月、山本ゆき子共同代表)ともりおか女性センター(植田真弘センター長)は13日、盛岡市中ノ橋通のプラザおでこで講演会を開いた。当事者が「隣にいる存在だということを知って」と訴え、マイノリティへの理解促進を願った。

■岩手日報 2023年5月14日付

※写真は無し

いってレインボーマーチをした。う、LGBTQ+と気付けてもらえき
 ーチとのおか女性セ パレードは、もろお 者の女性(19)「築設 っかげになれは」と期
 ンターは18、14の両日、か歴史文化館前広場を 町日替は「参加する 待を込めた。」と期
 「I W A T E R A I 出発し、大通、菜園通 こと得意表示をする 当事者ではないが、
 N B O W M A R C H のを歩き、盛岡城跡公 ことが出来る。同じ境 性的少数者の活動を支
 2023」を閉じた。 園に到着。音楽をかけ 遇の方々と自分の居場 持するフラッグの
 14日はプライドパレ 手を振りながら歩くパ 所を見つめ、「いて
 ドが行われ、約1500 レード参加者らに、道 いんた」と感じられた
 人が参加。性的少数者 行く人は笑顔で手を振 らいいな。どうしても
 への理解を訴えた。 影返したり、動画を撮 理解できない方もいる
 盛岡市は「日、法律 影したり、交流を図っ と思っが、若手にも
 上では婚姻が認められ った。 っいっ人がいて、
 ない性的少数者同士 初めに参加したとい 『自分の隣にいるかも
 を、婚姻相手の関係と 公的に認めるパトナ ーシップ・ファミリー
 シップ制度を導入。例 年1日開催だった同イ ベントを、今年は2日 間に分けて開催した。
 パレードには、青森 レインボーパレードや ふくしまレインボーマ ーチなど、主に東北で 活動する団体も参加。
 いってレインボーマ ーチの三平瀬月共同代 表は「今回のパレード は、皆さんに寄付いた たいたり、皆さんの 方集まっていたいた り、盛大に開催でき てうれしく思う。現時 点で150人ほどの方 に参加をいたたいい て、参加者数はおそら くこれまでで一番多 い。私としても、いわ てレインボーマーチと しても、皆さんと歩行

性的少数者へ理解を

盛岡でプライドパレード

「苦しい人いないように」

仙台市は「若手や秋 田など、パトナーシ ュ制度を実現させて いる地域の話を聞き、 高城でも実現させたい」と呼び求めた。たいぶ 理解は浸透してきた が、いまだに社会制度 が多数派向けにできて いるので、苦しむ人が いるように、社会が 変わってほしい」と 訴えた。



大通でのプライドパレード

■盛岡タイムスより 2023年5月16日付
 ※写真は無し

十人十色 偏見なくそう

社会や集団の中で「少数派」とされる人たち（社会的マイノリティー）への差別や偏見の解消を目指す、いわて

レインボーマーチは14日、盛岡市中心部で行われました。

性的少数者（LGBTQなどの）の当事者らが多様性を象徴する虹色の旗を振りながら、笑顔で行進しました。

3回目の今回は、過去最多の170人が参加。同市内丸のもりおか歴史文化館を出発し、人気歌手レディー・ガガさんの「Born This Way」を流しながら約2キロを練り歩きました。

市民団体いわてレインボーマーチともりおか女性センターが主催。運営メンバーの一人で、レスビアンを公言する阿部紗彩さん(18)は「世の中は大きく前進している。言葉を受け取ってくれているあ

なたと、「愛するものを愛する社会」を生きていきたい」と締めくくりました。パート

ナーと参加した盛岡市南仙北の会社員佐藤桜花さん(22)は「当事者がたくさんいると感じられ、勇気をもらえた。マイノリティー(少数者)の存在を広めたい」と話しました。



虹色の旗を掲げ、市中心部を練り歩く参加者

LGBTQ

レスビアン（女性が好きな女性）、ゲイ（男性が好きな男性）、バイセクシュアル（男性も女性も

好きな人）、トランスジェンダー（心と体の性が違う人）、クエスチョニング/クイア（自分の性を決めていない人など）の頭文字で、性的少数者の総称です。



■岩手日報 2023年5月23日付

※写真は無し

女性の役割などを問題提起

プラザおでって男女共同参画パネル展

盛岡市、もりおか女性センターは、「男女共同参画週間」もりのおか展2023」に伴い、盛岡市中ノ橋通のプラザおでってで「男女共同参画パネル展」を開いている。29日まで。毎年、6月23日から

1週間は男女共同参画週間。男女共同参画会の実現に向け、周知啓発活動が行われている。男女共同参画社会基本法について分かりやすく説明したパネルなど、38枚を展示。「な



プラザおでってで開催中の男女共同参画パネル展

会場では関連したDVDも上映。展示会開から午後9時半まで。12作品を鑑賞可能。観覧無料。午前9時から午後9時半まで（土日は5時、最終日は8時まで）。

■盛岡タイムスより 2023年6月24日付

男女不平等考えるパネル展

もりおか女性センター、市

盛岡市のもりおか女性センター（植田真弘センター長）と市は29日まで、同市中ノ橋通のプラザおでって5階で、男女共同参画パネル展を開いている。身近な不平等を例示し、市民に気づきの機会を提供する。

ジェンダー問題や男女共同参画社会基本法に関するパネルを計31枚展示。日常にありがちな、男女間の不平等の例をイラストで分かりやすく示す。関連DVDも上映。歴史を塗り替えようと奔走した女性たちの生きざまを紹介する。

同センターは男女共同参画社会実現に向け、相談なども受けている。高橋和佳子副セ



男女共同参画社会基本法やジェンダー問題について解説するパネル展

センター長は「モヤモヤを感じたら見過ごさず、問題に気付くことが重要。解決へのヒントを探る際はぜひセンターを利用してほしい」と呼びかける。

午前9時～午後9時半。29日は同3時まで。入場無料。事前申し込み不要。

■岩手日報 2023年6月28日付



講師の大森さんが参加者に基本操作を教えた

もりおか女性市 就労目指す人対象に短期集中講座

楽しみながら技術習得

パソコンの基本操作学ぶ

盛岡市ともりおか女性センター（植田真弘センター長）は11日、同市中ノ橋通の同センター生活アトリエで、就労を目指す女性を対象とした支援講座を開講した。全6回の短期集中講座で、ワードやエクセルの基本操作を学び、就活やスキルアップにつなげた。

講師をBOKUSU代表の大森真菜さんが務め、9人が受講。初めに、大森さんが参加者に、講座受講の動機や、なりたい自分像を尋ねた。

参加者は「子ども会での文書作成に生かしたい」「機械が苦手で自信がない。克服して仕事でできるように頑張りたい」「パソコンに何年も触っていない。就職につながるように学びたい」など、動機を述べた。大森さんは3月まで

同センター職員として勤務。「分からないところは何でも聞いてくれた動機をワードのフォーマット上にタイプ者に寄り添いながら初めに、印刷とファイルに名前を付けて保存する手順を確認した。パソコンの必須スキルは、回転しをモチーフにしたゲームで練習した。すねたとともに流れてくる文字列をタイプし、楽しみながら技術を習った。盛岡市内の20歳代の女性には「他にもパソコン講座を受講している。おさらいのつもりで参加した」と話し、講座に集中していた。植田センター長は、「就労支援講座は需要が高く、多くの申し込みをいたたけ。岩手県は全国最下位の最低賃金と法まり、女性は非

正規雇用の方も多い。技術を身に付け、より賃金の高い就労、就職の機会を広げてほしい」と期待していた。本講座参加者には、求職活動実績として証明書が発行される。

■盛岡タイムスより 2023年9月12日付

可視化し広がるつながり 地域の施設に親しみを

10人21団体を紹介

もりおか女性センター
（植田真弘センター長）は、盛岡市中ノ樫通のフ
ラワーで、一階と二階
で、日頃同センターで活
動している市民団体や女
性起業家について紹介す
る展示を行っている。も
りおか女性センターフェ
スティバル2023の一
環、同センターの植田眞
弘副センター長（左）
は、女性（右）を称すが、
性別にかかわらず利用
できる（右）である（右）
知ってもらえれば「と動

め。8日ま。こつ
同センターでは20
6年から、市民に「地域
の中の施設」として親し
んでほしい」とを目的
に、同フェスティバルを
開催。その中で、同セ
ンターで活動する団体な
どを可視化するため、展示
も行っている。植田副セ
ンター長は「センターで
すでに活動している団体
とやがて活動する課題
解決につながる。展開の
仕方も料理したり体験

だつたの活動を。こつ
いう人たちの活動を知
てほしい」と思いを語
る。

一階起業家ルーム芽
初め女性起業家の活動
について紹介、起業支援
ルーム芽でネットの出
店体験スペースを利用
している10人で、内容
はエステやハンドメ
ディテーション、
5階交流コーナー前
で、自分の住む地域
を意識しながら防災に
ついて学ぶ「BOUSA
ネット盛岡」を計画団
体がそれぞれの活動に
ついて紹介している。

植田副センター長は
「やがて活動する可視
化する中で、新規の仲間
が増えたり、活動して
くる（右）を知ることが
できる。地域の課題や
女性問題を解決するに
は、市民団体（右）が
ないパートナー。支援
する側（右）とつなぐ
は、横のつながりな
問題を解決していかねば
ならない課題（右）と
力を込める。

午前9時から午後3時
まで。

もりおか女性センターの利
用団体や女性起業家の活動を
紹介

■盛岡タイムスより 2023年9月28日付

学んだ起業 いざ実践

女性たちのチャレンジ店

もりおか女性センター
（植田真弘センター
長）は9日、起業を目指す女性たち
のチャレンジショップを盛岡市内丸
の県公会堂で開き、出店者は事業化
に向けて客の反応を確かめた。

同センターが10、11月に開いた「女
性起業家塾」の受講生ら8人が、
学びの実践の場として、茶道教室を
開いたり、食品や雑貨を販売したり
した。

特技のタロット占いの事業化を考
える **さん**
は「来場者の反応や占いの需要など
リアルな空気感を知ることができ
た。どのような展開ができるか考え
たい」とうなずいた。

芽である塾は、女性の経済的自立を
後押しし、経営の基礎を学ぶ場とし
て2007年度から開催。これまで
約60人が起業した。

同日は、八幡平市で陶器を制作、
販売する「tamari 窯」代表
の高村まりさん（35）が先輩起業家と
して講演した。

特技を生かして起業を目指す
チャレンジショップの出店者



■岩手日報 2023年12月13日付

3 相談事業

(1) 相談件数推移

	令和5年度 (2023)	令和4年度 (2022)	令和3年度 (2021)	令和2年度 (2020)	令和元年度 (2019)
面接	790	758	772	584	852
電話	713	649	1,066	1,089	1,024
メール	38	36	46	59	-
DV	889	797	1,015	892	1,101
再掲 デートDV	22	12	13	15	9
ストーカー	0	4	3	3	1
合計	1,541	1,443	1,884	1,732	1,876

※令和5年度 相談開設日数は 251 日

(2) 相談内訳

◆年代別

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明
面接	22	89	181	203	169	52	43	14	17
電話	6	68	143	204	114	52	56	7	63
メール	0	1	1	4	0	1	0	0	31

◆主題別

	生き方	こころ	からだ	仕事	夫婦	家族	対人	暴力	暮らし	その他	再掲		
											D V	デートDV	ストーカー
面接	55	65	3	17	474	125	34	8	9	0	474	5	0
電話	27	130	11	7	392	80	47	3	15	1	398	15	0
メール	0	2	1	4	19	6	3	2	0	1	17	2	0

※「暴力」は性暴力、セクハラ、デートDV、ストーカー等

◆その他

配偶者暴力相談支援センターにおける対応件数	
DV 証明発行件数	138 件
緊急宿泊件数	2 件
弁護士による法律相談件数	23 件

4 管理事業

(1) 施設利用状況 (開館日数 348 日)

施設	人数
生活アトリエ	3,246 人
交流コーナー	14,927 人
子どもの部屋	1,323 人
相談	1,541 人
図書コーナー	1,829 人
館外 主催事業	3,587 人
起業応援ルーム	697 人
合計	27,150 人

◆年度別推移

令和5年度 (2023)	令和4年度 (2022)	令和3年度 (2021)	令和2年度 (2020)	令和元年度 (2019)
27,150 人	24,452 人	19,331 人	18,711 人	26,484 人

(2) 視察・講師・インターンシップ受入等

来館日	来館者	内容
5/10	岩手大学 3年生(2名)	【講話】 ・当センターの活動紹介、施設説明
6/7	岩手大学 大学院生(3名)	【講話】 ・当センターの事業の紹介、東日本大震災時の活動、防災・減災の取り組みについて
7/21	盛岡市市民部くらしの安全課 (3名)	【ヒアリング】 ・当センター女性相談の相談体制、相談件数、支援システムについて
8/4	岩手大学 2年生(1名)	【ヒアリング】 ・当センターの相談事業の取組について
8/29	岩手県立大学 3年生(1名)	【講話】 ・当センターの事業の取組状況、課題、今後の展望
9/8	富士大学 3年生(1名)	【講話】 ・当センターの事業の取組状況、課題、今後の展望

資料

1 盛岡市男女共同参画推進条例

○盛岡市男女共同参画推進条例

令和元年6月28日条例第8号

盛岡市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本体制（第9条～第11条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第12条～第22条）

第4章 審議会（第23条～第30条）

第5章 雑則（第31条）

附則

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、誰もが互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に発揮することができる環境の実現は、社会全体で取り組むべき重要な課題である。

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題に位置付けており、本市においてもこれまで、その実現を目指し、課題解決のためのあらゆる取組を着実に推進してきた。

人口減少と少子高齢化の急速な進展に加え、人々の価値観の多様化が進む中、これらの社会情勢の変化に対応しうる男女共同参画社会を実現するためには、人権を尊重する意識の更なる向上と、性別等によって役割分担を固定的に捉える意識の解消を進め、多様な生き方を選択でき、あらゆる人が活躍できる環境の促進を図らなければならない。

よってここに、多様性に富んだ豊かで活力あふれる持続可能な地域の構築を目指し、性別等にかかわらず、誰もが互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 誰もが、性別等にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者その他市内で活動する者をいう。
- (3) 事業者 営利を目的とするとしないを問わず、市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 性別等 性別、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）、性自認（自己の性別についての認識をいう。）等をいう。
- (6) 性別等による人権侵害 ドメスティック・バイオレンス（配偶者、交際相手その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。）、ハラスメント（性別等に係る発言、行動等が、本人の意図に関係なく、相手又は周囲の者に不快感又は不利益を与えることをいう。）その他の性別等による暴力又は差別的取扱いをいう。
- (7) ワーク・ライフ・バランス 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域生活等においても、多様な生き方を選択することができることにより、仕事と生活の調和が図られることをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、相互の協力及び社会の支援の下に、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 誰もが、性別等による人権侵害を受けることなく、個人として尊重されること。
- (2) 誰もが、性別等による固定的な役割分担についての意識にとらわれることなく、個性及び能力を発揮し、自らの意思により多様な生き方を選択できること。
- (3) 誰もが、性別等にかかわらず、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 誰もが、性別等にかかわらず、ワーク・ライフ・バランスを実現することができること。
- (5) 誰もが、性別等に関する理解を深め、妊娠、出産等の性及び生殖に関する個人の意思を尊重し合い、生涯にわたって安全かつ健康な生活を送ることができること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、教育関係者、国及び他の地方公共団体と連携を図る責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては男女共同参画の推進に努めるとともに、その雇用する労働者が能力を発揮できるよう雇用の分野における均等な機会及び待遇の確保に努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する労働者がワーク・ライフ・バランスを実現することができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進において教育が果たす役割が重要であるとの認識の下に、教育を行うとともに、あらゆる教育の場において男女共同参画についての意識の形成に向けた取組を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(禁止事項等)

第8条 何人も、性別等による人権侵害をしてはならない。

2 何人も、情報を発信するに当たっては、性別等による人権侵害に当たる表現又は固定的な役割分担を反映させた表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本体制

(推進計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画（以下「推進計画」という。）を策定し、公表するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する目標及び施策の方向
 - (2) 前号に掲げる事項に基づき実施すべき男女共同参画の推進に関する施策
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、盛岡市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。
- (実施状況の公表)

第10条 市長は、毎年、推進計画に基づく男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(推進体制の整備)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進について全庁横断的に検討するための組織等必要な体制を整備するものとする。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(情報の収集及び提供)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する情報を収集するとともに、男女共同参画の推進に資するために必要な情報を適切に提供するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第13条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮するものとする。

(拠点施設)

第14条 市は、男女共同参画の推進のための拠点施設の機能の充実及び活用の促進に努めるものとする。

(啓発活動)

第15条 市は、市民、事業者及び教育関係者に対し、男女共同参画についての関心及び理解を深めるために必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、推進月間を設ける。
 - 3 推進月間の期間は、市長が別に定める。
- (教育及び学習の振興等)

第16条 市は、男女共同参画についての意識の形成を図るため、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興、男女共同参画を推進する人材を育成するための教育及び研修の機会の充

実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動を促進するための措置)

第17条 市は、市民、事業者及び教育関係者が自発的に行う男女共同参画の推進に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(積極的改善措置)

第18条 市は、施策の実施に当たり、第2条第1号に規定する機会について、性別等による格差が生じているとみられる場合は、この格差を改善するために必要な範囲において、当該機会を積極的に提供するよう努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、その設置する附属機関の委員を任命し、又は委嘱する場合には、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(災害対応)

第19条 市は、災害の防止、災害への対応及び災害からの復興においては、男女共同参画の視点を踏まえ、施策の推進に努めるものとする。

(支援措置)

第20条 市は、性別等による人権侵害により困難な状況に置かれている人を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、性別等に対する理解の促進及びその理解の不足に起因する日常生活の支障を取り除くための支援に努めるものとする。

(相談申出への対応)

第21条 市長は、性別等による人権侵害に関し、市民、事業者又は教育関係者から相談があったときは、関係機関と連携し、公平かつ適切に対応するものとする。

(苦情申出への対応)

第22条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民、事業者又は教育関係者から苦情の申出を受けた場合は、公平かつ適切に対応し、適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要があると認めるときは、当該苦情の内容について、盛岡市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

第4章 審議会

(設置)

第23条 推進計画その他の男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項に関連する事項について、市長に意見を述べることができる。

- 3 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(組織)

第24条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 関係行政機関の職員

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第25条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第27条 審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会に属する委員の互選とする。

- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の議長となる。

- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(審議会の議決の特例)

第28条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(庶務)

第29条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(委任)

第30条 第23条から前条までに定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に定められている第2次盛岡市男女共同参画推進計画は、第9条第1項の規定に基づき策定された推進計画とみなす。

2 盛岡市女性センター条例

平成12年3月30日条例第25号

改正

平成17年3月30日条例第17号

平成27年12月24日条例第55号

盛岡市女性センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、女性センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 男女共同参画社会の形成に資するため、各種の講座、研修、情報及び交流の場の提供、相談事業等を行う施設として、女性センターを次表のとおり設置する。

名称	位置
もりおか女性センター	盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号

(開館時間)

第3条 女性センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあつては、午前9時から午後5時まで)とする。ただし、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が管理する女性センターにあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第9条において同じ。)が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 女性センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

- (1) 毎月第2火曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の許可等)

第5条 女性センターの生活アトリエ又は子どもの部屋(以下「生活アトリエ等」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、生活アトリエ等の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生活アトリエ等の管理上適当でないとき。

3 市長は、女性センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、女性センターの管理上必要があると認めるとき又は前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは女性センターからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 前条第3項の条件に違反したとき。

(禁止行為)

第7条 女性センターを使用する者は、女性センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売その他の商行為をすること。
- (2) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (3) 特定の政治運動又は宗教活動をすること。

(使用料)

第8条 女性センターの使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第9条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第10条 女性センターの管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手続)

第11条 女性センターの管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

(1) 市民の平等な使用が確保されること。

(2) サービスの向上が図られること。

(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。

(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

(指定等の告示)

第12条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第13条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第14条 指定管理者の行う女性センターの管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。

(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第15条 女性センターの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。

(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。

(3) 第5条第1項の許可を行うこと。

(4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。

(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。

(6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは女性センターからの退去を命ずること。

(7) 指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行うこと。

(8) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、女性センターの管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第16条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法

第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 使用者の数
- (3) 管理経費の収支状況
- (4) その他市長が必要があると認めた事項
(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、女性センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成12年規則第37号で平成12年6月1日から施行)

附 則 (平成17年条例第17号抄)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は平成17年4月1日から、第4条及び附則第3項の規定は公布の日から施行する。
- 3 第1条の規定による改正後の盛岡市牧野条例第13条及び第14条に規定する指定の手續等並びに第3条の規定による改正後の盛岡市女性センター条例第11条及び第12条に規定する指定の手續等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成27年条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 盛岡市女性センター条例施行規則

平成12年5月31日規則第42号

改正

平成17年3月31日規則第37号

盛岡市女性センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡市女性センター条例（平成12年条例第25号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、盛岡市女性センター使用許可申請書を市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する女性センターにあつては、指定管理者。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、子どもの部屋の使用（貸切使用を除く。）に係る同項の許可を受けようとするときは、口頭で当該許可の申請を行うことができる。

2 前項本文の申請は、女性センターを使用しようとする日の3月前から使用しようとする日までの間に行わなければならない。ただし、市長が女性センターの管理上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(使用の許可等)

第3条 条例第5条第1項の許可は、盛岡市女性センター使用許可書の交付をもってする。ただし、前条第1項ただし書の許可は、口頭での通知をもってする。

2 前項本文の許可書の交付を受けた者は、女性センターを使用しようとするときは、当該許可書を所定の場所で職員に提示しなければならない。

(指定管理者の指定の手續)

第4条 条例第11条第1項の規定による申請をしようとするものは、盛岡市女性センター指定管理者指定申請書に女性センターの管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第11条第2項の規定による通知は、指定管理者として指定する場合にあつては盛岡市女性センター指定管理者指定通知書により、指定管理者として指定しない場合にあつては盛岡市女性センター指定管理者不指定通知書により行うものとする。

(指定通知書等の掲示)

第5条 指定管理者は、前条第2項の盛岡市女性センター指定管理者指定通知書又は指定管理者の指定を受けている旨を女性センターにおいて公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(条例第13条第1項の市長が定める事項)

第6条 条例第13条第1項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の代表者及び女性センターの長
- (2) 指定管理者の指定に際し、当該指定管理者の必要な要件として市長が指定した事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の指定に係る協定に定められた事項

附 則

この規則は、条例の施行の日（平成12年6月1日）から施行する。

附 則（平成17年規則第37号抄）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条、第18条及び次項の規定は平成17年4月1日から、第28条（第7条及び第8条の改正規定中「別表第3第1号の表の備考2」を「別表第3第1号の表の備考3」に改める部分に限る。）の規定は公布の日から施行する。

4 もりおか女性センター運営委員会

(1) もりおか女性センター運営委員会設置要綱

(設 置)

第1 特定非営利活動法人参画プランニング・いわて(以下「指定管理者」という。)が管理するもりおか女性センターの管理運営に関する重要な事項について調査審議し、及び意見等を聴くため、盛岡市もりおか女性センター運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2 委員会の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 女性センターの管理運営に関すること。
- (2) 女性センターの年間事業計画に関すること。
- (3) 女性センターの運営に関する評価に関すること。
- (4) その他女性センター管理運営のために必要な事項に関すること。

(組 織)

第3 委員会は、委員10名以内をもって組織し、指定管理者が委嘱する。

2. 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3. 指定管理者が指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日をもって任期満了とする。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員長は委員の互選とする。

2. 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

3. 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4. 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会 議)

第5 委員会は、指定管理者が招集する。

2. 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3. 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4. 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に関係者の出席を求めることができる。

(庶 務)

第6 委員会の庶務は、女性センターにおいて処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は指定管理者が別に定める。

(実施期日)

第8 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(2) 令和5年度もりおか女性センター運営委員名簿

氏名	所属
乙部 陵子	もりおか女性の会
竹之下 典祥	盛岡大学文学部児童教育学科 教授
千葉 基弘	C00会
中田 司	公募委員
長谷川 美智子	公募委員
福島 裕子	岩手県立大学看護学部 学部長
藤井 茂樹	岩手県環境生活部若者女性協働推進室 青少年・男女共同参画課長

(五十音順／敬称略)
令和6年3月31日現在

5 もりおか女性センター別館（働く婦人の家）の歩み

年月日	記 事	年月日	記 事
昭和46・	勤労婦人代表や諸団体から「働く婦人の家」設置要望	12・4・1	企画部に組織換え(産業部から)
47・7・1	勤労婦人福祉法が施行される。	6・1	女性センター開設(同所長は働く婦人の家館長が兼務する)
8・	働く婦人の家着工。(厚生省補助)	9・19	開館以来の利用者数延べ150万人達成
48・3・	施設竣工(1階 とりょう保育園、2階 働く婦人の家)	11・22	東北地区保育サービスグループ交流会開催(盛岡)
4・14	職員発令 (初代館長 長野マサ)	13・6・1	働く婦人の家運営委員の改選
4・21	落成式	7・10	エレベーター再稼働
6・9	元労働大臣 野原正勝氏来訪	10・18	東北地区保育サービスグループ交流会開会(盛岡)
10・9	ロシア料理教室(日ソ親善協会等と共催)	14・4・1	働く婦人の家連絡協議会が働く女性の家連絡協議会に名称変更(全国)
11・24	洋服店従業員懇談会	9・9	3階女子シャワー室修繕工事
11・30	長岡輝子を囲む時の朗読会	15・4・1	(第6代館長 野崎智恵子)
12・22	生活問題懇談会発足(のちの日用品を生かす会)	4・29	東北地区女性の家協議会総会(盛岡開催)
49・1・22	長野県教組婦人部長来訪	6・1	働く婦人の家運営委員の改選
3・2	おひな様とお茶を楽しむ会(H6年度まで続く)	4・18	30周年記念日用品を生かす会(第54回)
4・24	第1回日用品を生かす会	11・7~8	30周年記念成果発表会
7・30	東北地区働く婦人の家相談事例研修会(盛岡開催)	16・	盛岡市の行財政構造改革により、働く婦人の家は女性センターと統合の方針提示
8・18	厚生省中央児童福祉審議会委員来訪	17・2・8	国から働く婦人の家転用承認通知
8・23	料理室床改修工事	3・	市議会において女性センター条例一部改正が可決。名称変更、働く婦人の家条例・運営委員会条例廃止
9・18	労働省婦人労働課職員来訪	4・1	18年度指定管理者導入
50・4・23	第3回開館記念及び国際婦人年記念植樹しだれ桂	27・3・1	当面の間、休館
8・11	図書の館外貸出し開始	27・12・24	もりおか女性センター別館の廃止
51・8・10	斜路改修工事		
52・9・22	第1回婦人の家まつり		
54・3・15	増改築工事(3・4階)完了 (エレベーター設置 2階3階働く婦人の家 4階保健センター)		
55・11・11	大曲市働く婦人の家会員との交流会		
56・4・1	(第2代館長 及川サチエ)		
57・7・15	働く婦人の家全国会議(盛岡開催)		
10・14	10周年記念婦人の家まつり		
58・1・28	移動開設講座開始 (H5年まで続く)		
3・15	婦人の家講師懇談会		
62・4・1	(第3代館長 亀井良子)		
8・	隣接地に市保健センター新館完成		
63・11・11	婦人の家まつりを成果発表会に改称		
平成2・3・24	働く婦人の家利用者連絡協議会発足総会		
4・6・23	韓国女性会館職員研修視察来訪		
9・	ホームヘルパー養成研修事業の県指定を受ける		
5・10・2	開館20周年記念ウォークラリー大会		
10・21	レインボー交流事業(婦人少年協会等と共催)		
11・5	20周年記念成果発表会		
7・4・1	(第4代館長 高橋牧子)		
9・7・1	(第5代館長 金子貞子)		
10・6・19	働く婦人の家利用者連絡協議会発足10周年を記念して機関紙創刊		
11・6~7	25周年記念成果発表会		
11・6・23	男女共同参画社会基本法が施行される。		
12・3・3	東北ブロック老人介護講習会終了生グループ情報交換会開催(盛岡市)		
3・15	10・6・19の機関紙の愛称を「わつなぎ」とする		

もりおか女性センター概略図



令和5年度業務概要

発行：令和6年9月

編集：もりおか女性センター指定管理者

特定非営利活動法人 参画プランニング・いわて

所在地：〒020-0871 岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目1-10
プラザおでって5F

TEL 019-604-3303 FAX 019-601-4031